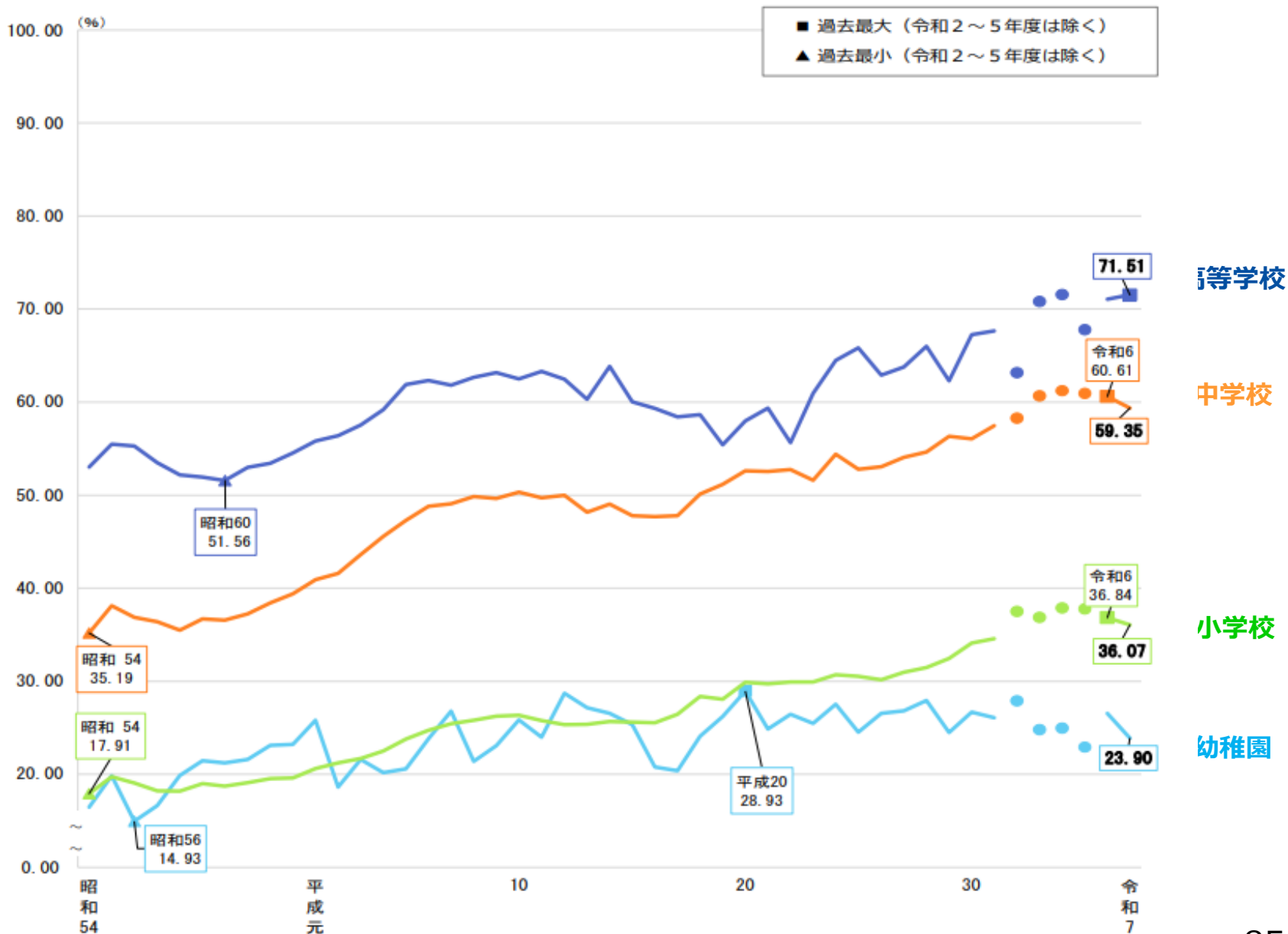


「裸眼視力1.0未満の者」の割合の推移



※「令和7年度学校保健統計」から抜粋

※令和2年度から令和5年度の数値については、調査時期の異なる数値を含んでいる影響があるため、他の年度の数値と比較はできない。

児童生徒の近視実態調査

1. 経緯・目的

視力低下の詳細を把握するための調査を令和3年度から令和5年度にかけて実施した。

2. 調査内容

(1) 調査対象：9都道府県（10市区町村）の29校の小・中学生

令和3年度：約8,600名（ただし、解析対象者は26校、約7,400名）

令和4年度：約8,800名（解析対象者も同数）

令和5年度：約8,900名（解析対象者も同数）

うち、3年間追跡可能であった者（経年変化の解析対象者）：約5,200名

(2) 調査期間

令和3年度：令和3年4月～6月、12月

令和4年度：令和4年4月～7月

令和5年度：令和5年4月～7月

(3) 調査項目

- ① 眼の屈折の状況
- ② 眼軸長等の測定
- ③ 学校健康診断によるデータ（裸眼視力、矯正視力、身長、体重、性別等）
- ④ 児童生徒向けアンケートによる生活習慣に関する情報
- ⑤ 学校向けアンケートによる学校生活に関する情報

(4) 調査手法：民間委託事業者による実地調査



児童生徒の近視実態調査

令和3年度から令和5年度にかけて実施した近視実態調査の結果において、視力低下や近視の予防として、

① 屋外で過ごすことを増やすこと

② できる限り、近い所を見る作業は短くすること

が重要であると示唆された。

【子供の目の健康を守るための啓発資料】

https://www.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kenshoku-000049282_1.pdf

【近視について解説した資料（A4仕様）】

[mext.go.jp/content/20260424-mxt_kenshoku-000049282_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kenshoku-000049282_4.pdf)

【近視について解説した資料（A3仕様）】

[mext.go.jp/content/20260424-mxt_kenshoku-000049282_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kenshoku-000049282_5.pdf)

目の健康のために
みんなにお願いがあるよ

ふくろう先生からのお願い



① できるだけ外で遊ぼう!



② 長い時間、近くを見続けなでね!



こんなことがあったら、おうちのの人に伝えてね!

黒板の字が見えにくい

目を細めない
遠くの文字が読みにくい

ぼやけて見えたり
かさなって見えたりする



できるだけ外で遊ぼう!

外で過ごす^{そと}と近視^{きんし}になり^いにくいと言^いわれているよ!

熱中症^{ねっちゅうしょう}や紫外線^{しがいせん}などへの対策^{たいさく}も忘れ^{わす}れずにね!



視力低下や近視の
予防にできること①

屋外で過ごすことを増やしましょう。



▶ 学校の休み時間では、
積極的に屋外で過ごしましょう。

▶ 学校の授業や休み時間以外では、
1日1時間半は屋外で過ごしましょう。

▶ 休日では、1日2時間は屋外で過ごしましょう。

(注) 本資料は、現時点における科学的知見に基づき作成したものであり、今後、研究の進展に伴い、知見が変更される場合があります。



長い時間、近くを見続けしないでね!

明るい部屋で

暗いときは明かりをつけてね



近くで見ない

本や画面を目から
30cm以上離してね



時々きゅうけい

30分に1回は体を動かそう!



視力低下や近視の
予防にできること②

できる限り、近い所を見る作業は短くしましょう。

▶ 長時間の近い所を見る作業に気を付けましょう。



▶ 近い所を見る作業を行う際は次のような点に気を付けましょう。

- 対象から**30cm以上**、目を離す
- **30分に1回**は、**20秒以上**目を休める
- 背筋を伸ばし、**姿勢を良く**する
- **部屋を十分に明るく**する
- 使用する**機器の輝度(明るさ)**を適切に**調節**する



(注) 本資料は、現時点における科学的知見に基づき作成したものであり、今後、研究の進展に伴い、知見が変更される場合があります。

出典：近視について解説した資料（令和6年7月 文部科学省）

近視について解説した資料

事務連絡
令和8年2月26日

各都道府県教育委員会学校保健主管課
各市区町村教育委員会学校保健主管課 御中

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

脊柱側弯症及び近視への理解促進に係るポスターの送付について

文部科学省では、令和6年度補正予算事業「脊柱の検査等に関する理解増進事業」を実施しており、当該事業の一環として、脊柱側弯症及び近視への理解促進を図るために、小学生及び中学生を対象としたポスターを作成しました。

各都道府県・市区町村教育委員会におかれましては、貴管下の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校へ配布し、脊柱側弯症及び近視の理解促進にお役立てくださいますようお願いいたします。

なお、各学校への配付にあたっては、学校における働き方改革の観点から、他の配付物と併せて送付する等、貴課において必要に応じて御判断いただきますようお願いいたします。

また、当該ポスターの電子データについては、本省HPにも掲載予定です。適宜御活用ください。

(本件担当)
文部科学省総合教育政策局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-6734-2976（直通）

出典：大切な目を守ろう（文部科学省HP）
https://www.mext.go.jp/content/20260424-mxt_kenshoku-000049282_2.pdf



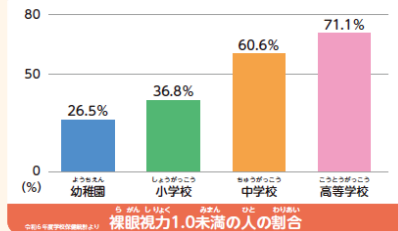
ふくろう先生と いっしょに！ 大切な目をまもろう

みんなの目は、よく見えるかな？
日本では視力が低くなっている子供が、
どんどん増えているんだ。



目の健康のために、みんなに
4つのお願いがあるんじや。
今日からいっしょに
やってみよう！

小学生でも3人に1人は裸眼視力が1.0未満なんだ。40年くらいで、裸眼視力が1.0未満の子供はどんどん増えているよ。



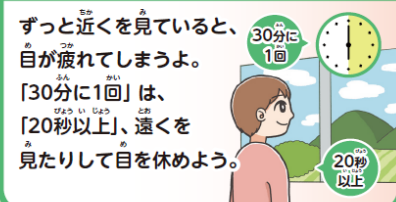
できるだけ外で遊ぶようにしよう

外で過ごすと、近視になりにくいよ。
「休日には1日2時間」を目標にしよう。
※熱中症や紫外線にも気をつけてね。



長い時間、近くを見続けないようにしよう

ずっと近くを見ていると、目が疲れてしまうよ。
「30分に1回」は、「20秒以上」、遠くを見たりして目を休めよう。



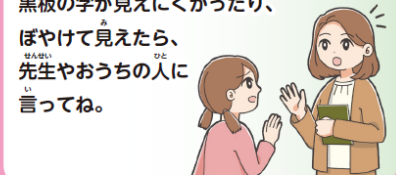
明るい部屋で目から30cm離して見よう

本や画面を見るときは、部屋を明るくして、顔を近づけすぎず、目から「30cm離して」見よう。



見えにくいときはすぐに教えてね

黒板の字が見えにくかったり、ぼやけて見えたら、先生やおうちの人に言ってね。



おうちの方へ（保護者向け） 子供の頃の生活習慣が、将来の視力に大きく影響します。「外遊び」「30分ごとの休憩」「明るい部屋で」「目の距離」について、ご家庭でもルール作りと声かけをお願いいたします。

本日の内容

1. 「学校において予防すべき感染症の解説 令和5年度改定 追補版」及び「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改定」(新規)
2. 健康診断
3. 健康観察
4. 疾病の管理と予防
5. **健康相談及び保健指導**
6. これからの養護教諭

健康相談及び保健指導（健康相談について）

健康相談の目的

児童生徒の心身の健康に関する課題について、児童生徒や保護者に対して、関係者が連携し相談等を通して課題の解決を図り、学校生活によりよく適応していけるように支援していく。

健康相談の対象者

- ① 健康診断の結果、継続的な観察指導を必要とする者
- ② 保健室等での児童生徒の対応を通して健康相談の必要性があると判断された者
- ③ 日常の健康観察の結果、継続的な観察指導を必要とする者（欠席・遅刻・早退の多い者、体調不良が続く者、心身の健康観察から健康相談が必要と判断された者等）
- ④ 健康相談を希望する者
- ⑤ 保護者等の依頼による者
- ⑥ 修学旅行、遠足、運動会、対外運動競技会等の学校行事に参加させる場合に必要と認めた者 等

健康相談のプロセス

- ① 健康相談対象者の把握（相談の必要性の判断）
- ② 課題の背景の把握
- ③ 支援方針・支援方法の検討
- ④ 実施・評価

健康相談実施上の留意点

- ① 学校保健計画に健康相談を位置付け、計画的に実施する。また、状況に応じて計画的に行われるものと随時に行われるものがある。
- ② 学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の医療的見地から行う健康相談・保健指導の場合は、事前の打合せを十分にを行い、相談の結果について養護教諭、学級担任等と共通理解を図り、連携して支援を進めていくことが必要である。
- ③ 健康相談の実施について周知を図るとともに、児童生徒、保護者等が相談しやすい環境を整える。
- ④ 相談場所は、相談者のプライバシーが守られるように十分配慮する。
- ⑤ 継続支援が必要な者については、校内組織及び必要に応じて関係機関と連携して実施する。

健康相談及び保健指導（保健指導について）

保健指導の目的

個々の児童生徒の心身の健康課題の解決に向けて、自分の健康課題に気付き、理解と関心を深め、自ら積極的に解決していかうとする自主的・実践的な態度の育成を図る。

保健指導の対象者

- ① 健康診断の結果、保健指導を必要とする者
- ② 保健室等での児童生徒の対応を通して、保健指導の必要性がある者
- ③ 日常の健康観察の結果、保健指導を必要とする者
- ④ 心身の健康に課題を抱えている者
- ⑤ 健康生活の実践に関して課題を抱えている者 等

保健指導のプロセス

- ① 保健指導対象者の把握（保健指導の必要の判断）
- ② 健康課題の把握と保健指導の目標の設定
- ③ 指導方針・指導計画の作成と役割分担
- ④ 実施・評価

保健指導の実施上の留意事項

- ① 指導の目的を確認し、発達段階に即した指導内容に努め、学級担任等との共通理解を図っておくことが大切である。
- ② 家庭や地域社会との連携を図りながら実施する。
- ③ 教科等及び特別活動の保健の指導と関連を図っていくことが重要である。

健康相談及び保健指導

教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引・目次

第1章 学校における健康相談と保健指導の基本的な理解

- 1 学校における健康相談と保健指導の捉え方……………1
- 2 健康相談と保健指導の重要性と法的根拠……………1
 - (1) 健康相談の重要性
 - (2) 保健指導の重要性
 - (3) 健康相談・保健指導の法的位置付けと改正の趣旨
- 3 学校における健康相談の基本的理解……………5
 - (1) 健康相談の目的
 - (2) 健康相談の対象者
 - (3) 健康相談のプロセス
 - (4) 健康相談実施上の留意点
 - (5) 健康相談における養護教諭、学級担任等、学校医等の役割
- 4 学校における保健指導の基本的理解……………7
 - (1) 保健指導の目的
 - (2) 保健指導の対象者
 - (3) 保健指導のプロセス
 - (4) 保健指導実施上の留意点
 - (5) 養護教諭・学級担任等・学校医等が行う保健指導

第2章 発達段階別心身の健康問題の特徴と理解

- 1 発達段階別身体の健康問題の特徴と理解……………9
 - (1) 学童期（小学校）
 - (2) 青年前期（中学校）
 - (3) 青年後期（高等学校）
- 2 発達段階別心の健康問題の特徴と理解……………11
 - (1) 学童期（小学校）
 - (2) 青年前期（中学校）
 - (3) 青年後期（高等学校）

第3章 学校における健康相談の進め方と支援体制づくり

- 1 健康相談の基本的なプロセス……………14
 - (1) 対象者の把握（健康相談の必要性の判断）
 - (2) 健康課題の背景の把握
 - (3) 支援方針・支援方法の検討
 - (4) 支援の実施と評価
- 2 学校内外の支援体制づくり……………16

第3章 学校における健康相談の進め方と支援体制づくり

- 1 健康相談の基本的なプロセス……………14
 - (1) 対象者の把握（健康相談の必要性の判断）
 - (2) 健康課題の背景の把握
 - (3) 支援方針・支援方法の検討
 - (4) 支援の実施と評価
- 2 学校内外の支援体制づくり……………16
 - (2) 地域の関係機関等との連携体制づくり
- 3 支援の進め方……………19
 - (1) 支援計画の作成
 - (2) 支援検討会議（事例検討会）
 - (3) 記録
 - (4) 評価
- 4 基本的な相談技術及び留意点……………21
 - (1) 相談に当たっての基礎事項
 - (2) 相談に当たっての留意点
 - (3) 保護者との相談におけるポイント
- 5 不登校及び保健室登校への対応……………22
 - (1) 不登校への対応
 - (2) 保健室登校への対応

第4章 個別の保健指導の進め方

- 1 個別の保健指導の進め方……………
 - (1) 対象者の把握（保健指導の必要性の判断）
 - (2) 健康課題の把握と保健指導の目標の設定
 - (3) 指導方針・指導計画の作成と役割分担
 - (4) 保健指導の実施
 - (5) 保健指導の評価
- 2 保健指導における連携……………
 - (1) 校内組織体制づくり
 - (2) 地域の関連機関等との連携体制づくり



健康相談事例

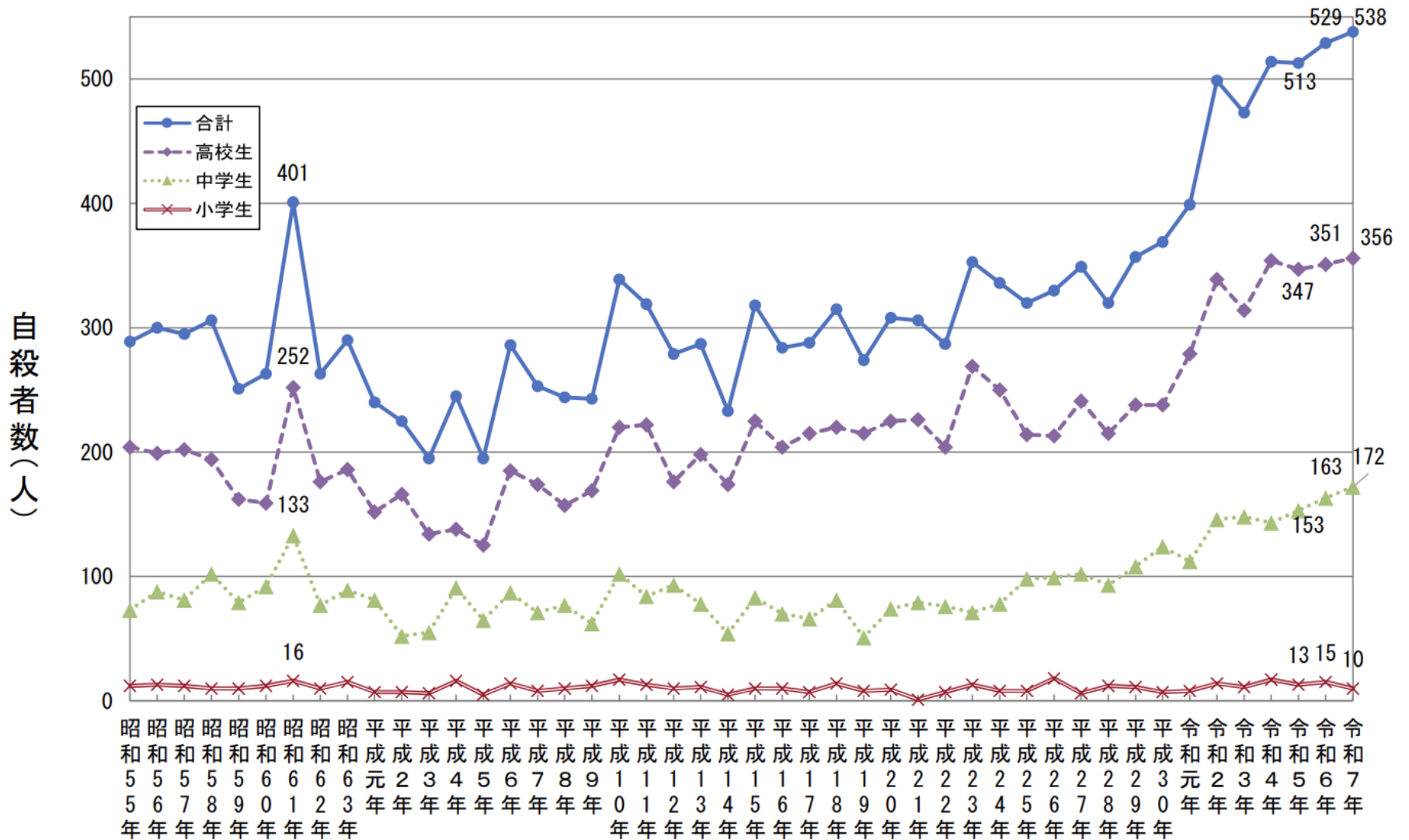
- 事例 1 **1型糖尿病**によるインスリン自己注射をしている生徒：中学 1 年生 女子
- 事例 2 **食物アレルギー**の対応に伴う不安が大きく、欠席が続いた児童：小学 1 年生 男子
- 事例 3 夏休みをきっかけに**睡眠リズム**が乱れ欠席が続いた生徒：中学 1 年生 男子
- 事例 4 授業中に**ぼーっとしている**ことが多くなった児童：小学 3 年生 男子
- 事例 5 ①体育の授業を嫌がる要因が思春期早発症だった児童：小学 3 年生 女子
- 事例 5 ②体育の授業を嫌がる要因が後天性甲状腺機能低下症だった児童：小学 3 年生 女子
- 事例 6 級友からのSNSによる**いじめ**により体調不良になった児童：小学 6 年生 女子
- 事例 7 遅刻が目立つようになった要因の一つが**起立性調節障害**であった生徒：中学 2 年生 男子
- 事例 8 過呼吸発作を頻回に起こす生徒：高校 2 年生 女子
- 事例 9 ささいなことから暴力行為を起こしてしまう児童：小学 5 年生 男子
- 事例10 両親の不仲が原因で体調不良を訴えてきた生徒：中学 3 年生 女子
- 事例11 **心理的虐待**を受けていたことから深夜徘徊を繰り返す生徒：中学 3 年生 女子
- 事例12 友達がつくれず**自傷行為**がはじまった生徒：中学 1 年生 女子
- 事例13 激やせの原因が**摂食障害**だった生徒：高校 2 年生 女子
- 事例14 学級担任が異変に気付き**自殺予防**につながった生徒：高校 2 年生 男子
- 事例15 発達特性によって、教室にいづらくなってしまった生徒：高校 1 年生 男子
- 事例16 事故または災害による**PTSD**と思われる症状が現れた児童：小学 4 年生 男子
- 事例17 欠席がちとなり**統合失調症**と診断された生徒：高校 2 年生 男子
- 事例18 交際相手から性的関係を強要された生徒（**デートDV**を含む）：高校 2 年生 女子
- 事例19 体調不良の原因が、**性的マイノリティ**であることによるストレスであった生徒：中学 2 年生 女子

保健指導事例

- 事例 1 **食物アレルギー**（鶏卵によるアナフィラキシーショック既往有）：小学 1 年生 男子
- 事例 2 **月経前症候群**（PMS）、**月経困難症**：中学 1 年生 女子
- 事例 3 **起立性調節障害**：高校 1 年生 女子
- 事例 4 すり傷：小学 5 年生 男子
- 事例 5 感染性胃腸炎：小学 3 年生 男子
- 事例 6 腹痛：小学 4 年生 女子
- 事例 7 歯周疾患要観察者（GO）：中学 2 年生 男子
- 事例 8 **視力低下**：小学 6 年生 男子
- 事例 9 切り傷：中学 2 年生 男子
- 事例10 朝食欠食：中学 1 年生 男子
- 事例11 **睡眠不足**：中学 3 年生 男子
- 事例12 熱中症：中学 3 年生 男子
- 事例13 足首のねんざ：中学 1 年生 男子
- 事例14 つき指：高校 1 年生 男子
- 事例15 歯牙損傷：中学 2 年生 男子
- 事例16 新型コロナウイルス感染症の疑い：高校 2 年生 男子
- 事例17 貧血：高校 3 年生 女子



小中高生別自殺者数の年次推移



出典：令和7年中における自殺の状況（令和8年3月27日 厚生労働省自殺対策推進室 警察庁生活安全局生活安全企画課）

自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和7年法律第64号）の概要

1～2（略）

3 学校の責務

学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めるものとする。（第5条関係）

4 心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等に係る規定の改正

学校は、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努めるほか、精神保健に関する知識の向上に努めるものとするを追加する。（第17条第3項関係）

5～8（略）

9 協議会

(1) 地方公共団体は、第19条（自殺発生回避のための体制の整備等）及び第20条（自殺未遂者等の支援）の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、単独で又は共同して、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、当該地域を管轄する警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者をもって構成する協議会を置くことができることとする。

(2)～(7)（略）

10～11（略）

こ支総第262号
7文科初第1793号
社援発1201第1号
令和7年12月1日

各

- 都道府県知事
- 都道府県市長
- 都道府県教育委員会教育長
- 都道府県教育委員会教育長
- 国公私立大学長
- 公私立専門学校長
- 学校改善会を所轄する
- 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長
- 大学を支援する各学校設置会社の代表取締役

各

こども家庭庁支援局長
文部科学省総合教育政策局長
文部科学省初等中等教育局長
文部科学省高等教育局長
厚生労働省社会・援護局長
（公 印 省 略）

自殺対策基本法の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

平素より政府の自殺対策の推進に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。
自殺対策基本法の一部を改正する法律（令和7年法律第64号、以下「改正法」といいます。）については、自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第399号、以下「期日令」といいます。）が、令和7年10月29日に公布されたところで、
期日令の内容は、下記のとおり、改正法の施行期日を、一部を除き令和7年12月1日とするものですので、御了解の上、都道府県知事におかれましては関係管内市町、関係機関・団体及び市民に対して、都道府県市長におかれましては関係機関・団体及び市民に対して、都道府県教育委員会及び都道府県教育委員会におかれましては関係の学校（専修学校及び各種学校を含む。）及び市内の市町村教育委員会に対して、

学校における心の健康の保持のための健康診断、保健指導、精神保健について

自殺対策基本法の改正により以下の規定が追加（第17条第3項）

※令和8年4月1日より施行

学校は、自殺防止等の観点から、

- ① **心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努める**
- ② **精神保健に関する知識の向上に努める**

改正自殺対策基本法における心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等について（令和8年1月23日付け事務連絡）（抜粋）

1 心の健康の保持のための健康診断、保健指導等について

法の改正により、学校は、心の健康の保持のための健康診断、保健指導等の措置を行うよう努めることが追加されました。これを踏まえ、例えば、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第13条に規定する児童生徒等の健康診断を実施する際の**保健調査票**等において、**心の健康に係る諸症状について記入する欄を設け、保護者にもその記入について注意を促す**などにより、所見を有する児童生徒等を的確に把握し、健康相談や保健指導を実施したり、必要に応じてスクールカウンセラーや医療機関への相談等につなげたりするなど、各学校におかれては、保健調査票を活用した保健指導等の措置をお願いします。（中略）

なお、現在、文部科学省において、「学校における持続可能な保健管理の在り方に関する調査検討会」（令和7年4月18日初等中等教育局長決定）を開催し、保健管理の実施に係る教職員や学校医の負担軽減の観点も踏まえ、関係者の意見を伺いながら、児童生徒等の心の健康の保持を含む保健管理の在り方について検討していることを申し添えます。

2 精神保健に関する知識の向上について

児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化する中、学校における精神保健に関する指導については、**発達段階を踏まえつつ、児童生徒が精神保健について正しく理解し、適切な行動がとれるよう取り組むことが重要**です。

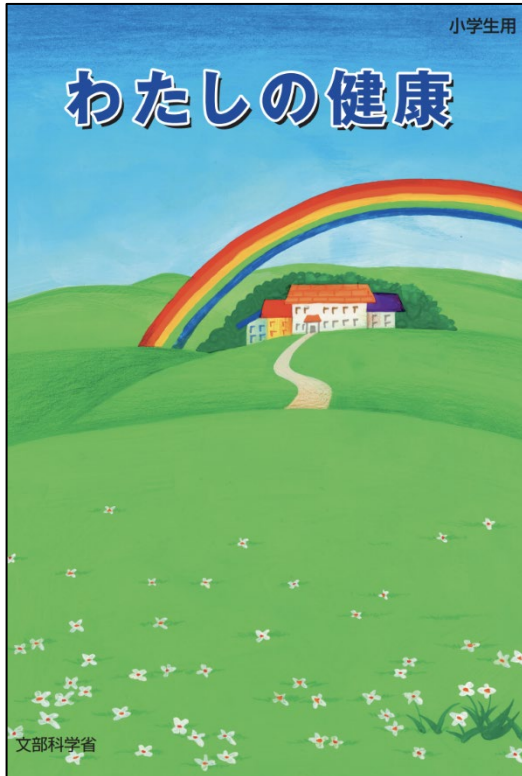
このため、各学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階等に応じ、（中略）指導が行われているところです。

また、文部科学省においては、現代的な健康課題の理解増進に向け、外部講師を活用した教育活動の支援を行っています。精神保健に関する指導においては、各自治体で、教育委員会と保健部局とが連携し、引き続き、保健所、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育において、**各教科等の指導や教育課程外の講演等に医師、保健師、公認心理師等の専門家を外部講師として活用したり、当該専門家と連携して個別指導を行ったり**するなど、各地域の実情に応じた、児童生徒の精神保健の理解増進に係る取組の充実を図るようお願いします。（以下略）

参考資料（文部科学省）

心の健康を含む健康課題について総合的に解説した啓発資料

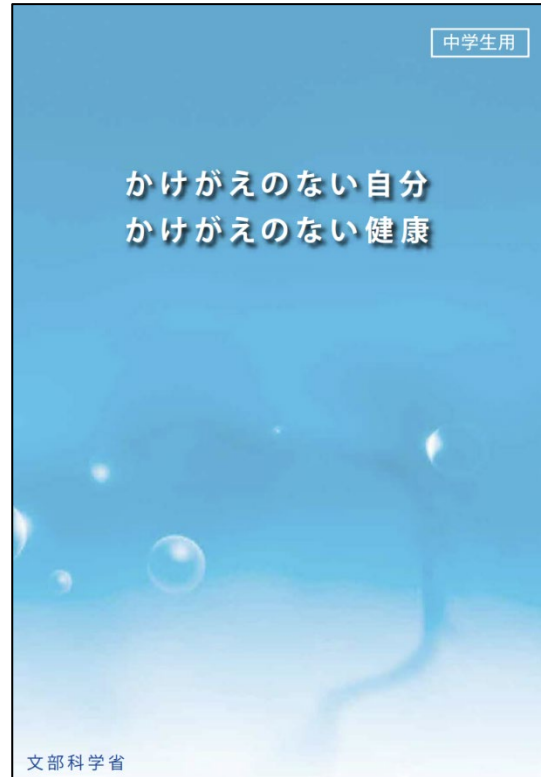
◆ 私の健康（小学生用）



https://www.mext.go.jp/content/20210409-mxt_kenshoku-100000610-1.pdf



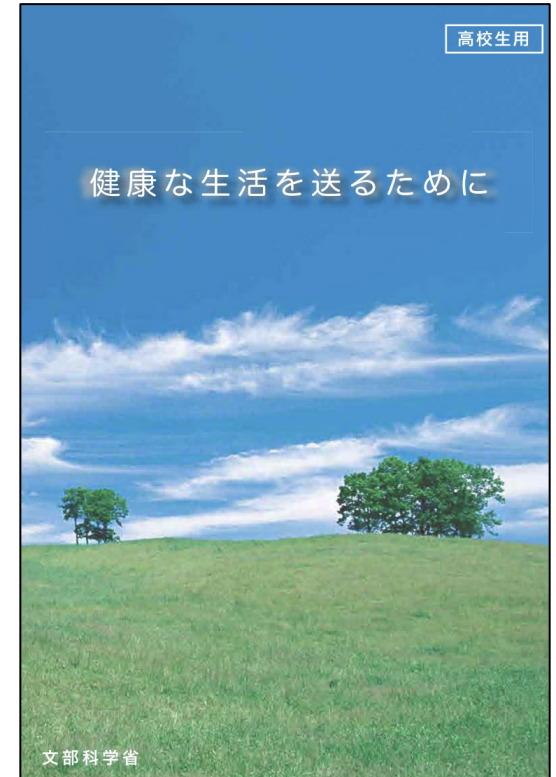
◆ かけがえのない自分、かけがえのない健康（中学生用）



https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt_kenshoku-000033165_1.pdf



◆ 健康な生活を送るために（高校生用）

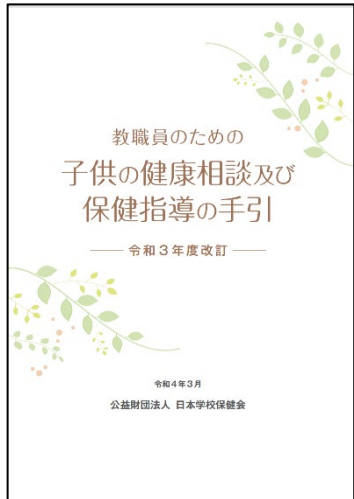


https://www.mext.go.jp/content/20231218-mxt_kenshoku-000033166_1.pdf



参考資料（公益財団法人日本学校保健会）

◆ 教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引き—令和3年度改定—



https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R030120/data/578/src/578.pdf?d=1768896871252



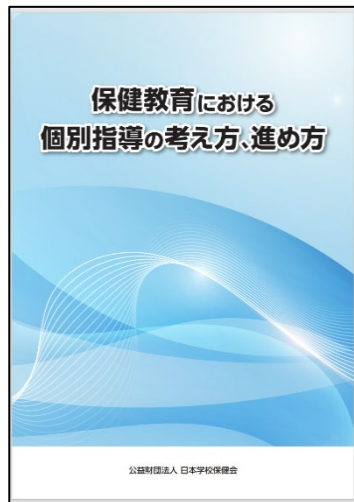
◆ 精神疾患に関する指導参考資料



https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R020040/data/471/src/R020040.pdf?d=1768897689598



◆ 保健教育における個別指導の考え方、進め方



https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R050050/data/660/src/660.pdf?d=1768898062025



◆ 心の健康ハンドブック



https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R050060/data/661/src/661.pdf?d=1768899366100



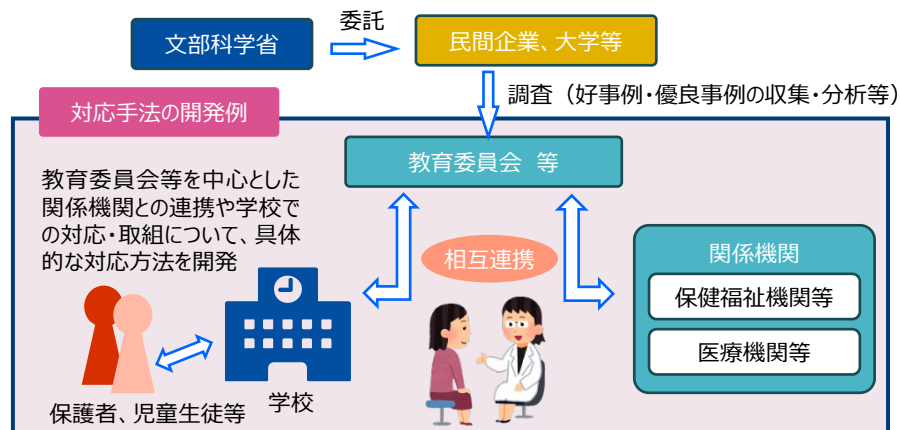
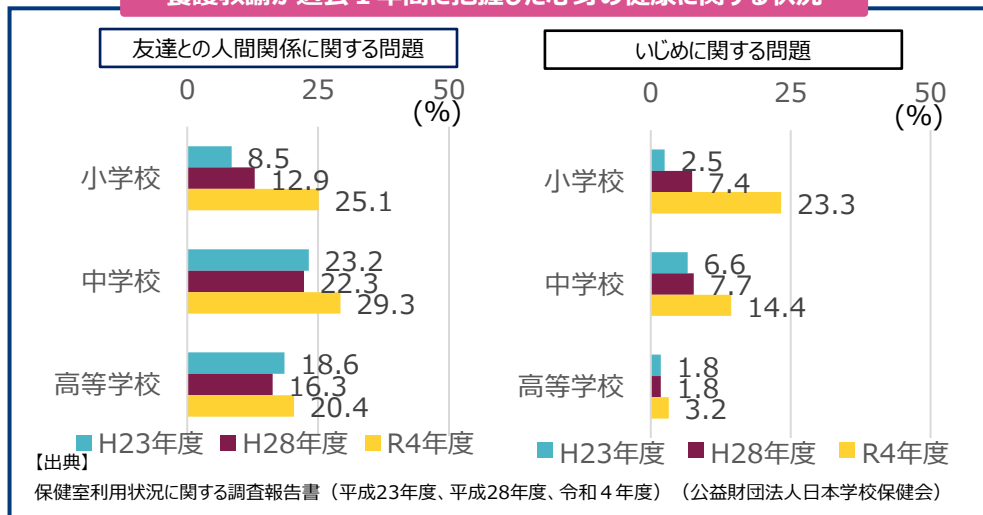
趣旨・背景

- 近年、学校を取り巻く環境が変化し、児童生徒等が抱える現代的な健康課題が多様化・複雑化している中、児童生徒等の心身の健康の保持増進を図りながら、学校における持続可能な保健管理の確保が求められる。
- 令和7年6月、自殺対策基本法の一部を改正する法律が公布され、学校において、自殺の防止等の観点から、心の健康の保持のための健康診断等の措置に努めることが規定される。現代的な健康課題として、「心の健康」に対応していくことは不可欠になりつつある中、今後どのように対応していくべきか手法を確立する必要がある。

事業内容

「心の健康」を含めた、児童生徒等が抱える現代的な健康課題に対応するために、学校健康診断の実施方法及び実施体制など、適切かつ効率的な保健管理の在り方について好事例や優良事例の収集・分析を通じて、具体的な対応手法の開発を行う。

養護教諭が過去1年間に把握した心身の健康に関する状況



件数・単価 1箇所 × 50百万円

委託先 民間事業者、大学等

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、雑役務費 等

アウトプット（活動目標）

児童生徒等の複雑化・多様化する健康課題へ対応するため実施した調査研究の件数

短期アウトカム（活動目標）

調査研究の成果を取り入れた学校数

長期アウトカム（活動目標）

心身の不調を早期に発見できる体制や医療機関等と連携できる体制等が整備される

本日の内容

1. 「学校において予防すべき感染症の解説 令和5年度改定 追補版」及び「学校における結核対策マニュアル 令和7年度改定」(新規)
2. 健康診断
3. 健康観察
4. 疾病の管理と予防
5. 健康相談及び保健指導
6. **これからの養護教諭**

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する 総合的な方策について（答申）から抜粋（令和6年8月27日 中央教育審議会）

第4章 学校の指導・運営体制の充実

1. 教職員定数の改善と教職員配置の在り方等

（3）多様化・複雑化する課題と新たな学びへの対応

- いじめや不登校、特別な支援を必要とする児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒、貧困を抱える児童生徒など子供たちの多様化・複雑化する課題にきめ細かく対応していくためには、教師のみならず教師以外の様々な支援スタッフや外部機関等との連携・協働を円滑に行っていくことが重要である。このため、学校全体を見渡した上で、教師や様々な職員が効果的に連携し学校の組織的な教育力を高めるため、学校内外を繋ぐ人材の配置が必要である。
- 不登校児童生徒が過去最高を更新し続ける中、それぞれの児童生徒に支援が行き届くよう支援体制を構築することは喫緊の課題である。
- **不登校児童生徒をはじめ、児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化する中、教師や学校医等とも連携しながら、きめ細かく支援する養護教諭の重要性は年々増加しており、こうした養護教諭についても配置充実が必要**である。その配置充実の状況等も踏まえつつ、複数配置基準の引き下げを検討することが必要である。
- あわせて、**児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、養護教諭、栄養教諭の資質能力向上**についても取り組んでいく必要がある。

2 教師の質を維持・向上させるための採用・研修の在り方

（2）現職教師の能力向上

- これからの教師には、教科指導や生徒指導に関する知識や技術とともに、児童生徒等に対する深い理解、**心理・福祉等の専門性**、特別な配慮を要する児童生徒等や日本語指導を要する児童生徒等への対応、ICT活用指導力、学校としての協働体制の構築及び保護者や地域住民との信頼関係の構築・連携に関する知識や技術、児童生徒性暴力等をはじめとした非違行為の防止を含む教師としての倫理観及び危機管理能力など、教師には**多様な力が必要**とされており、このような複合的な専門性を修得するためには、**個々の問題を並列的に取り扱うのではなく、多様性に関する教育、対人関係の基礎的理解、学校組織の理解と経営**などに関する中核的な考え方を基盤にして、養成段階、大学院段階、現職研修段階を貫く体系的な教育を整備することが必要ではないか。

心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成プログラム開発事業

令和7年度予算額

29百万円

(新規)



文部科学省

現状・課題

- ▶ 不登校児童生徒をはじめ、様々な困難を抱える児童生徒に対して、教師や学校医、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携しながらチームで対応する必要がある中、**日常的に子供に関わっている養護教諭の重要性は年々増加**。
- ▶ 児童生徒の心身の健康課題が多様化・複雑化する中で、養護教諭は、主として保健室において、教諭とは異なる専門性に基づき、健康面の指導だけでなく生徒指導面でも大きな役割を担っており、状況によっては、**カウンセリングを行ったり福祉につなげたりすることも想定されるところ、養護教諭の更なる資質能力の向上に取り組んでいくことが求められている**。
- ▶ このような中、養護教諭の養成課程では、カウンセリングに関する基礎的な知識を含む教育相談理論及び方法を学ぶこととされているが、**問題を解決していくためには、心理面や福祉面に専門性を持った養護教諭の養成が必要**である。このため、養護教諭の養成課程を有する大学のうち、心理系学部又は福祉系学部を有する大学等において、養護教諭に求められるスキルを身につけるためのカリキュラムや大学や教育委員会を実施する現職養護教諭向けの研修プログラムの開発を行い、他の大学へ普及していくことで、心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成を目指す。

事業内容

事業実施期間

令和7年度

- 養護教諭養成課程を有する、教育学部、心理系学部、福祉系学部の大学のカリキュラム構成等に関する実態調査。
- 各大学の実績を活かし、心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成プログラムや研修プログラムを開発。
- 再委託先大学への指導助言及び各大学が開発したプログラムの内容について分析。
- 開発したプログラムの普及、関係大学の情報共有の場として全国フォーラム開催。

件数・単価 1団体×28百万円

委託先 民間事業者等、大学等

(再委託先) 養護教諭養成課程を有する、教育学部、心理系学部、福祉系学部の大学

<事業イメージ>

文部科学省

委託

民間事業者等

- ・ 養護教諭養成課程等のカリキュラム構成に関する調査。
- ・ 再委託先大学の開発内容について分析。
- ・ 全国フォーラムの開催。

再委託、情報提供、進捗管理

報告

大学

- ・ 心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成のための養成プログラム及び研修プログラムの開発。

- 養護教諭養成課程を有する、教育学部、心理系学部、福祉系学部の大学等において心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の養成・育成を促進。
- 教育委員会等における心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭育成のための研修の促進。

アウトプット (活動目標)

心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭養成・育成のためのプログラム開発を行った大学数

短期アウトカム (成果目標)

心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭養成のためのカリキュラム改善を実施した大学の増加及び育成のための研修を実施した教育委員会の増加

長期アウトカム (成果目標)

心理・福祉分野に強みを持つ養護教諭の増加

(担当：初等中等教育局健康教育・食育課)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知） 8文科初第32号令和8年4月1日

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、施行されましたので、お知らせします。

8文科初第32号
令和8年4月1日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長

文部科学事務次官
増子 宏

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）

このたび、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第7号。以下「令和8年改正法」という。）が、本年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されることとなりました。

全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向け、学校における働き方改革を加速し、教職の魅力を上向き、教師に優れた人材を確保することが重要です。また、令和7年度で小学校35人学級が完成したことを踏まえ、中学校においても切れ目なく同じ学級規模で学ぶことができるよう体制を整備する必要があります。今回の改正は、こうした背景から、公立の中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の学級編制の標準の一律の引下げ、養護教諭等の複数配置に係る算定基準の引下げ、複数の共同学校事務室を設置する市町村に係る事務職員の算定基準の新設等の措置を講ずるものです。

また、令和8年改正法と併せて、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（令和8年政令第87号。以下「経過措置政令」という。）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについての一部改正について（令和8年文部科学大臣裁定。以下「一部改正義務大臣定め」という。）及び公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律等に基づく文部科学大臣の定めについて（令和8年文部科学大臣裁定。以下「一部改正高校大臣定め」という。）がそれぞれ令和8年4月1日に施行されます。

2. 留意事項

(1) 教職員の人材確保・配置等

①、②略

③ 今回の養護教諭等の複数配置基準の引下げは、アレルギー疾患等の複雑化・多様化する児童生徒の健康課題や不登校等の生徒指導上の課題に対応する体制を強化するとともに、これらの課題に対応する学級担任へのサポートや他の養護教諭等との業務の分担等により「チーム学校」の考え方を踏まえた学校における働き方改革を推進するものであり、この趣旨を踏まえ適切に配置されることが期待されること。

出典：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）（8文科初第32号令和8年4月1日）

御清聴ありがとうございました